

平成25年度 第1回中央区地域福祉計画推進協議会議事要旨

【1】開 催

- 1 会 議 名：平成25年度第1回中央区地域福祉計画推進協議会
- 2 日 時：平成25年6月26日（水） 午前10時00分～午後12時00分
- 3 場 所：中央保健福祉センター 大会議室（きぼーる11階）
- 4 出 席 者：委員29名中24名出席
欠席 5名
事務局 15名
傍聴人 0名

【2】次 第

- 1 開 会
- 2 中央区長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局職員紹介
- 5 議 題
 - (1) 委員長・副委員長の選任について
 - (2) 分科会の設置について
- 6 報告事項
 - (1) 「中央区地域福祉計画推進協だより」の愛称について
 - (2) 「みんなで創る中央区づくり」を活用した取組みの推進について
 - (3) 「みんなで創る中央区づくり」を申請した地区部会の今年度の取組み予定について
 - (4) 見守り活動を開始した地区部会等の進捗状況について
 - (5) 「千葉県孤独死防止通報制度」について
- 7 その他
- 8 閉 会

【3】議事の要旨及び発言要旨

議題（1）委員長・副委員長の選任について

（事務局）

委員長、副委員長の選任にあたり、仮議長を務めさせていただきます。

中央区地域福祉計画推進協議会設置要綱第5条第2項により、委員長及び副委員長は、委員の互選によります。

まず、委員長の選任ですが、皆様いかがでしょうか。

（委 員）

武井前委員長に引き続きお願いします。

[異議なく承認された]

(事務局)

続きまして、副委員長の選任ですが、皆様いかがでしょうか。

(委 員)

樽見前副委員長に引き続きお願いします。

(委 員)

ご推薦ありがとうございます。

申し訳ありませんが、長く副委員長をさせていただきましたので、今回は辞退させていただきます。

副委員長には野與委員を推薦します。

[異議なく承認された]

議題（２）分科会の設置について

(事務局)

資料の１をご覧ください。

分科会の設置目的は、第２期中央区地域福祉計画の取組み項目を確実に実行するため、達成目標を設定し、そこにいたるまでの課題である活動の手順・進捗状況について、確認を行うことです。

役割は、取組みが進んでいる地区の事例を紹介するなど、すべての地区が取組みを実行できるように努めることです。

形式は、各地区で選択する重点項目を４つのグループに分けた、４分科会とし、中央区の重点項目である「見守り体制をつくる」は、中央区推進協全体で検討をします。

メンバー構成は、中央区推進協委員より選定するほか、地区部会・町内自治会等、事業を実施いただいている方に、必要に応じて参加いただくとともに、分科会へのフォローアップとして、事務局が情報収集等を提供します。

これらの様式に則り、平成２３年から２４年にかけて、分科会が設置され、推進協においてその成果を発表いただき、計画の推進や取組み項目の進捗が図られました。

第３分科会は平成２４年度第３回推進協にて終了との報告がなされておりますが、その他の分科会も含めて分科会の継続設置についてご協議をお願いします。

今年度から新たに委員をお願いして、委員数が２８名から２９名と増加しました。分科会の継続において、事務局から改めてメンバー構成も含めて提示させていただきます。

(委員長)

本年度、来年度の２年間にわたる分科会の継続設置について、皆さんの合意が得られましたら、このままの内容で新しいメンバーを入れる形で進めてよいか、また分科会の取組みについても見直しが必要か、今ここで議論していただきたいと思います。

まず分科会を継続設置することそのものについて、皆様のご意見を伺いたいと思います。

[意見・質問等なし]

(委員長)

ご意見等ございませんようですので、分科会を継続設置する方向で進めていきます。

4つある分科会のいずれも、既に終了したと思っていらっしゃる方が多いように思いますが、このままの形で再度続けるか、見直しを行うか、様々な選択肢がありますが、どういたしますか。

第1の選択肢は、第1分科会は重点項目の3～6、第2分科会は項目2、第3分科会は項目7～9、第4分科会は項目10を分担する、というこの分類を含めて見直しを行い、再分類するのであれば事務局に考えていただき、その案に基づいて、どの分科会へ皆さんが属するのか決めていただく、というものです。

第2の選択肢は、分類はそのままに、メンバー全体を見直すというものです。

第3の選択肢は、分類はそのままに、新任者や退任者の変更のみ行うというものです。

昨年度終了となりました第3分科会の委員のご意見をお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

(委員)

一旦終了した形になっていますが、地域の福祉教育等は終わっていませんので、退任者のみ入れ替えるのがよいと思います。

(委員長)

メンバーだけ入れ替えますと、分科会の分類は変わらず、再度検討するということになりますが、それでよろしいでしょうか。

第2分科会の委員はいかがでしょうか。

(委員)

今まで継続してきた流れがありますので、第3分科会と同じく、退任者のみ入れ替えるのがよいと思います。

(委員長)

では、各分科会が扱う内容は以前と同様で、メンバーも新任者・退任者のみ変更ということで、皆さんよろしいでしょうか。

(委員)

各分科会で分担する項目の数が平等ではなく、4項目ところもあれば、1項目のところもありますが、これは項目の大きさ・小ささによって決めたということによろしいでしょうか。

(委員長)

内容的に詰めなければならないものが多い項目は1項目にしたり、内容の共通性が高い項目はまとめています。

(委員)

わかりました。

(委員長)

新しいメンバーがどこの分科会へ入るかは、事務局から各新任者へ問い合わせ決めていく、という形でよろしいでしょうか。

[意見・質問等なく承認された]

(委員長)

新任者の方は、どの分科会へ入るか考えておいてください。

分科会の設置について、他にご意見等ございますでしょうか。

(委員)

前任の委員が第3分科会のサブリーダーとなっているのですが、私は新任ですので、サブリーダーは遠慮させていただきたいと思います。

(委員長)

新任者は、必ずしも前任者と同じ分科会へ入るわけではありません。分科会の中で、また新たにリーダー・サブリーダーを決定しますので、ご心配ありません。

ここまでで他に何かご意見等ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

報告事項(1)「中央区地域福祉計画推進協だより」の愛称について

(事務局)

資料2をご覧ください。

平成24年度第5回推進協にてご検討いただき、委員長へ一任となりましたが、委員長と事務局で協議した結果、「思いやり ささえ愛 中央区」に決定いたしました。

[説明に対する質疑・意見等なし]

報告事項(2)「みんなで創る中央区づくり」を活用した取組みの推進について

(事務局)

資料3をご覧ください。

中央区では平成22年度から、みんなで創る中央区づくり活動支援事業として、地域課題の解決に向けて、町内自治会やボランティア団体等が主体となって行う活動へ支援を行ってきましたが、今年度から区テーマを設けて、中央区地域活性化支援事業としてリニューアルスタートいたしました。

今年度から商店街等からも補助金申請を受け付けており、幅広い分野にわたって実施しております。

募集事業は3つです。

1つ目は、地域の生活課題の解決や、魅力あるまちづくりに向けて、各団体が自主的にテーマを設定して取組む、地域づくり活動支援事業です。

2つ目は、中央区が設定したテーマであり、区地域福祉計画の中で最重要課題でもある「見守り体制づくり」、「ご近所防犯安全運動」のいずれかに取組む区テーマ解決支援事業です。

3つ目は、地域づくりに取組む団体の拠点整備の補助である地域拠点支援事業です。

補助額は、地域づくり活動支援事業、区テーマ解決支援事業は1年間で20万円、地域拠点支援事業は家賃補助として上限120万円です。

6月15日付けで公開プレゼン審査会を行い、選定させていただいた結果、全部で14団体が補助対象となりました。

地域づくり活動支援事業は、地区部会や町内自治会はもちろんのこと、PTAや民児協など、様々な団体と連合して事業に当たる団体選ばれました。

特に生浜地区部会には、多様な団体と支援体制を構築し、要援護者・児童を守るためのアンケート等を実施するということで、選ばせていただきました。

区テーマ解決支援事業は、蘇我地区部会、寒川地区部会から、見守り体制づくりに関連した事業で、あんしんカードの導入・更新を行い、災害時の要援護者の支援等を行うことを目的として申請いただきました。

東千葉地区部会は、見守り体制づくり構築のための住民アンケート実施事業として申請いただきました。

その他、防犯プレート・ステッカーの作成・配付、巡回等を行う防犯関係事業を、2団体から申請いただきました。

フリーテーマである地域づくり活動支援事業では、興味深い取り組みもありました。HUGというシミュレーション・ゲームを通して、実践に即した避難所運営を学ぶという先進的事业で、第9地区町内自治会連絡協議会から申請いただきました。

補助対象は全部で14団体、最終的に交付決定された総額は426万5千円です。

[説明に対する質疑・意見等なし]

報告事項（3）「みんなで創る中央区づくり」を申請した地区部会の今年度の取り組み予定について

（委員長）

資料4をご覧ください。

「みんなで創る中央区づくり」に選ばれた事業の中から、4つの地区部会の取り組み予定を報告していただきます。

（委員）

まず、過去2年間の活動について簡単にご説明します。

平成23年度には、「手をつなごう、福祉の町生浜」をスローガンに、千葉市地域支えあい体制づくり推進事業を実施すべく、生浜推進協議会を立ち上げました。3つの部会に分かれて活動し、平成24年3月には集大成として、各町内自治会で生浜地区防災訓練を行いました。また同年には、生浜推進協議会をさらに発展させるため、避難所運営委員会を立ち上げました。4つの避難所を開設し、避難所開設・運営を中心とする生浜地区防災訓練を、1,500名の参加者の下、行いました。

この2年間の活動の中で、要援護者の支援体制が整っていないということ、支援者自体が高齢者であること、この2点の課題が明らかになりました。

そこで、要援護者に対する支援をどのようにすべきか検討するため、今回のアンケート調査を行うことにしました。

事業名は、「みんなで見守る町づくり・生浜」です。

目的は、要援護者に対する見守りと災害時の支援。そして、児童を犯罪や交通事故から守ることです。

取り組み内容は、2つあります。

1つ目は、災害時における要援護者名簿を作成し、要援護者を支援する体制を作ることです。昨年度の取り組みにおいて、地区民児協にて要援護者に承諾書をいただいて名簿を作成し、地図化したものを町内会に提出しました。さらに、今年の5～6月の高齢者実態調査時に、名簿の増減の確認を行いました。

2つ目は、育成委員会・学校・PTA・セーフティーウォッチャーと協力し、子ども達

の通学時における交通安全と犯罪からの保護です。

実施スケジュールは、資料の通りです。

第1回会議は、7月14日に決定しており、淑徳大学准教授の小倉常明先生をお迎えして、地域の見守りについて講演会を開きます。講演会は年2～3回程度を予定しています。

第2回会議は、名簿を作成し町内自治会へ渡すとなっていますが、これは昨年度の活動を継続して行っていくものです。

アンケートの集計は、淑徳大学の学生にも協力していただきます。

地域を守るため、より良い活動ができるようがんばっていききたいと思います。

(委員)

事業名は、「災害時における『避難行動要支援者』の避難体制の構築」です。

目的は、災害時における避難支援のため、地域住民の見守り活動の仕上がりとして、地域内、各町内自治会での「避難行動要支援者」避難体制を構築するための体制をつくることです。

取組み内容は、『向こう三軒両隣』を基本に構築します。

あんしんカードの登録世帯の更新調査を行うと同時に、災害時の避難行動要支援者名簿を作成します。

また、要支援者の世帯とすぐに分かるように、ステッカーを作成・配布します。更に、災害時に掲げ、無事に避難したことが外からわかるようにするための目印タオルを作成し、対象者世帯に配付します。そして、災害避難時の要支援者及び避難する手助け協力者の名簿を作成します。

実施スケジュールは、5月からあんしんカードの更新調査及び作成を開始しています。現在は、調査したデータから、避難行動要支援者の抽出及び名簿の作成に取り掛かっています。今後は、協力者の募集及び名簿を作成します。そして、各町内自治会単位での避難行動要支援者及び協力者の名簿により、災害時の避難体制を構築します。来年2～3月には、寒川地区部会6町内自治会にて、避難訓練を実施する予定です。

活動の終了後は、避難行動要支援者を近隣の協力者により、速やかに避難活動ができる体制が、地域内で確立されることを期待しています。

来年度以降の展望は、各町内自治会で「向こう三軒両隣」的な近隣世帯での見守り、及び災害避難時に避難行動要支援者の速やかな避難ができるように、自主的な避難訓練実施ができるようになることです。

(委員)

事業名は、「蘇我地区『あんしんカード』から見守りへ地域支えあい事業」です。

あんしんカードを容器に入れて冷蔵庫で保管し、緊急時や災害時に消防や警察が住人の安否を確認する際に用います。

蘇我地区部会では、地域ケア会議が始まって2年ほどになり、今回やっと結論に至った状態です。これを突破口として、見守り体制を構築し、高齢者、要支援者、子どもへ結びつけるための話合いの前段とします。

蘇我地区は町内自治会が8つあり、合計世帯数は6,000です。町内自治会長は地区部会を構成する一員でもあります。

実施スケジュールは、7月からあんしんカードの印刷・作成に入り、11月には町内自治会加入世帯すべてに配付予定です。

これはあくまでも見守り体制づくりの前段階の事業であり、本来目指すべき段階より一歩遅れてはいますが、地域の話し合いの糸口となることを期待するものです。

この活動について、警察・消防へ連絡することになっておりますので、事故が起こった際には対応していただけます。

地区部会としては、蘇我地域全域に周知していきたいと思っています。

(委 員)

平成22年度から、災害時要援護者支援という視点を持って、住民への啓発を目的とした講座を開催してきました。

本地区の課題は、住民組織である町内自治会、民生委員との連携・協力です。これらの仕切り直しを行って、今回申請しました。

平成14年度地区部会設立以来、過去2回にわたり、全世帯対象のアンケート調査を行ってまいりました。直近のものから5、6年経過していますので、住民への意識啓発のさらなる推進、また見守りの支援者・協力者の把握等を目的としたニーズ調査をすることにより、見守り体制づくりの構築を目指します。

これまでの経過を踏まえ、より丁寧な段取りで、各団体の連携・協力を進めていきたいと思っています。

(委 員)

寒川地区部会へお尋ねします。ステッカーはどのように使用する予定でしょうか。

(委 員)

防犯の観点から、玄関の前など人目がつくところには出すことができませんので、玄関の内側、もしくは冷蔵庫へ貼るために、マグネット式ステッカーの作成を予定しており、すでに見本はできています。

玄関よりも冷蔵庫のほうが、貼る場所としては汎用性が高いですが、どちらにするかは今後決めていきたいと思っています。

(委 員)

どちらにしても家屋内ということですね。

(委 員)

そうです。

(委 員)

町内自治会非会員のところには、連絡が行き届きにくいですが、どのように対処する予定か教えていただければと思います。

(委 員)

町内自治会に加入している方はある程度把握できますが、賃貸マンションなど出入りの激しいところは難しいです。市の名簿を利用し、民生委員・地域住民の協力を得て抽出するしか方法はないと思います。

そのため時間はかかると思いますが、根気よくやっていくしかありません。

(委 員)

4地区部会にお伺いします。町内自治会に加入している人が自ら名乗りでる手上げ方式をとっているのでしょうか。

(委 員)

寒川地区部会は、あんしんカードから抽出した各要支援者へ、支援の要・不要を問うと

いう方式です。要支援者であっても、身内がいるため支援は必要でないという方もいます。

支援者は、希望者が自ら名乗り出ていただき、ネットワークを構築していただきます。

(委 員)

東千葉地区部会は、アンケート調査による手上げ方式です。ただ、それだけでは目標へ届かない場合も想定されますので、声かけをしながら協力員を探すなどの対応をしていきたいと考えています。

(委 員)

生浜地区部会は、市からいただく要援護者名簿に基づき、民生委員が全宅を個々に訪問し、本人との面談を通して承諾書をいただき、町内自治会へ提出するという方式です。

(委 員)

蘇我地区部会は、まだ見守り体制の前段階ですので、あんしんカードを冷蔵庫で保管する事業を行います。これは町内自治会全世帯へ配付し、非会員へは民生委員が保持する500セットを、随時お渡しするという方式です。

強制ではなく、地域の皆さんに協力を仰ぎ、活動を徹底していただく、という形で動いていく予定です。

(委員長)

この後、見守り活動を既に行っている地区の進捗の報告の際に、関連する話も出てくると思われるので、そちらも参考にしてください。

その他に何かございますか。

(委 員)

先ほど言い忘れましたが、昨年は民生委員が中心となって、要援護者名簿に基づいて活動しましたが、今年の事業計画では全世帯にアンケートを行うという方針で進める予定です。

報告事項（４）見守り活動を開始した地区部会等の進捗状況について

(委員長)

資料5をご覧ください。

白旗台地区部会は、資料ではなく配付した地区部会だよりを参照してください。

(委 員)

白旗台地区部会は、3年ほど前から見守り活動を継続しています。支援者を募ることから始め、平成24年度は補助金をいただき、全7,000世帯に記名方式でアンケートを実施しました。地区部会だよりにアンケートの一部と結果を掲載しています。

希望者だけではなく、世帯の状況に合わせ、本人だけでは避難が難しい方なども支援対象とするべきではないか、という考えの下に、全世帯に対してアンケートを実施しましたが、36.3%の方が何らかの支援を希望される、という予想以上の結果となりました。

1名について2、3名の支援者をつけたいのですが、支援者数が500名程度で難しいため、支援希望者の内情を良く知る民生委員等と町内自治会が話し合い、人数を絞って支援者と要援護者のマッチングを行っています。ただ、すべての町内自治会で実施できているわけではないです。

今年度は更に活動を推進するため、3小学校地区それぞれにモデル地区を設けて、平常時の見守りと災害時の対応の徹底を進めています。

その他、アンケートでは「日常で困っていること」という設問へ、草刈り、ゴミ出し等の回答がありました。今後の課題は、それら日常的問題への支援をどのように行っていくかということです。

(委員)

今年1月20日に設立総会を開催し、松波見守り隊が正式に発足しました。隊規則は不備な点があるかもしれませんが、活動を行いながら順次手直ししていく予定です。

隊員は、町内自治会の理事と役員です。民生委員は全て地区部会役員です。町内自治会の理事の任期が1年のため、毎年半数が入れ替わります。地区部会役員の任期は2年ですが、皆さん継続して務めています。発足が年度末であり、4月には隊員の交代が出るため、6月の第1回定例総会までをトライアル期間としました。

松波地区は75歳以上の方が620名です。そのうち見守りを希望している方は、111名です。高齢ではなく見守りを希望する方は、現時点ではいません。隊員は60名です。

活動は、地域を5班に分けて行います。各班が動きやすい形で活動しますが、既に方針が決まり活動を開始している1・2班では、まず見守り希望者のところへ隊員と民生委員が訪問をし、マッチングを行いました。これにより、隊員は見守り希望者から不審者と間違われる恐れがなくなりました。また隊員は、専用ベストを携帯していなくても、気軽に見守り活動が行えるようになりました。

ベストを着る利点は、松波で見守り活動を行っているということを、多くの方に周知することができます。このため1班では、月に1・2回、全員でベストを着て地域を巡回しています。活動指針の活動基準5に「直接訪問するのではなく」と決められていますので、見守り希望者を見かけた場合に声かけを行い、体調等を尋ねています。全員での巡回により、隊員は自分の担当以外にも目が行くようになりました。また見守り希望者宅の周辺住民にも、隊員の顔が知られることにより、不審者と間違われる心配がなくなりました。以前の国勢調査の際には、調査員が不審者と間違われることが多かったため、これにより隊員は安心して活動を行うことができるようになりました。

5班の班長の間で情報交換を行い、お互いに参考にしています。息の長い活動にしていきたいと思っています。

(委員)

川戸地区部会では、町内自治会長、地区連会長、地区民児協会長、地区部会長で話し合い、見守りを進めてまいりました。12ある町内自治会の全世帯1,650に対し、町内自治会ごとにアンケートを実施し、その結果に基づいて、見守り、訪問を行っています。

今年3月31日に、支援者を対象に、他地域の見守り活動の状況等についての講演会を開催し、4月1日に正式に活動を開始しました。

支援者が73名に対し、当初見守り希望者は24名でしたが、個別に訪問し話し合いを行ったところ、最終的には半数の12名となりました。見守り希望者のいない町内自治会もありますが、そこの支援者には待機していただいています。

奇数月には話し合いの場を設け、活動の中で生じた問題を解決していく予定です。

(委員)

弁天町会は、災害時の避難誘導は除外し、孤独死防止に焦点を絞って見守り活動を行っています。弁天地区での災害は、大震災しか考えられないため、そういった場合は他人の

面倒まで見る余裕はないだろうとの考えにより、活動を限定しました。

対象者は75歳以上です。民生委員が個別に訪問して、希望を聞きました。

見守りカードは、町会役員や民生委員へ個人情報を開示することについて、本人から署名・捺印による同意を得ました。既に個人情報は町会役員15名、民生委員8名に公開済みです。

見守り希望者は25名、支援者は25名です。

問題点は、地域の高齢化により、見守り希望者に対して支援者が見つからないということです。あんしん電話や緊急通報、くらし安心室の孤独死防止通報制度の利用により対応していく予定です。

見守り活動は2月17日から実施していますが、現時点で通報はありません。

(副委員長)

登戸3丁目自治会は、西千葉地区部会と108地区民児協が構成しています。

西千葉地区部会が平成19年にパイロット事業として、見守り体制づくりを提案し、民生委員へ依頼し、緊急時・災害時に一人も見逃さないよう、65歳以上の独居の方、障害のある方、80歳以上の方へ、安全ガイドを配布しています。千葉市の高齢者実態調査により毎年更新しています。

また、65歳以上の独居の方、障害のある方、80歳以上の夫婦世帯を把握した災害・緊急要援護者名簿を作り、それに基づいてマップを作成しました。緊急時には消防など公共機関へ名簿情報を開示するための同意も得ています。

見守り希望者と支援者のマッチングは既に済ませてあり、すべての組み合わせが決まっています。

昨年6月27日には、第5地区連協が「みんなで創る中央区づくり」事業に申請し、補助金をいただきました。地区部会員、民生委員は、美浜区の福祉ネットワーク委員を講師として、見守り体制づくりの先行例を学びました。

昨年12月8日には、幾度にも渡る話し合いを経て、見守り体制づくり単独の会則を制定しました。第5地区連協の全6町内自治会は、それぞれが独自に見守り体制を構築することで決定しています。

108地区民児協は、千葉市社協職員を講師として、西千葉地区に合った体制づくりのノウハウを学び、4月には登戸3丁目福祉見守り会を、総会の承認を得て発足しました。委嘱状の交付、活動の手引き、事業内容、役員などを決め、5月29日には発足式を開催しました。見守り活動記録表の提出については、賛否両論ありましたが、支援者の負担を減らすため、情報交換会での報告のみに使用するということになりました。

これらのデータは毎年更新していくべきだと思っています。これまでは108地区民児協が行っていましたが、町内自治会にまで活動が降りてきたということで、民生委員は安心しています。

[説明に対する質疑・意見等なし]

報告事項(5)「千葉市孤独死防止通報制度」について

(事務局)

資料6をご覧ください。

電気、ガス、水道のライフライン事業者や新聞・郵便・宅配便の配達事業者など協力事業者の検針員や配達員の方が、検針や配達など日常業務を行う中で、電気・ガス・水道の利用実績が前回と比べて極めて少ない、または多い、新聞・郵便物・牛乳などが溜まっているなどの、地域の異変を発見した場合に、各区役所の高齢障害支援課に通報していただき、区の職員等が対象者宅を訪問・確認し、必要に応じて支援を行います。

ライフライン等の事業者の皆様とは協定を締結し、7月1日には事業を開始したいと考えています。

また今後、牛乳・乳酸菌飲料事業者にも参入していただき、協力事業者を段階的に増やしていく考えです。

「通報」についてですが、異臭がする、人が倒れているなどの切迫時、明らかに異変が生じていることに疑いがない場合は、区役所ではなく消防局救急隊や警察に通報していただきます。

「訪問・確認、支援」についてですが、通報があった場合、まず区の高齢障害支援課やくらし安心室の職員が対応することを想定していますが、直ちに訪問することが困難な場合など、状況によっては民生委員やあんしんケアセンターの職員、地域の皆様にも対応をお願いする場合もあると思いますので、その際はご協力をお願いします。

資料にも記載してありますが、美浜区ではこの制度を活用し、独自に美浜区見守りネットワークを実施することとしています。

ライフライン事業者の検針員や配達員の方からは、これまでも任意でこのような通報をいただいております、その都度、区の職員または民生委員、あんしんケアセンターの職員、地域の皆様が、対象者宅を訪問して安否を確認しておりました。従って今回構築するこの制度は、全く新たな制度を作るのではなく、これまで行っていたことを制度化したものとお考えいただきたいと思います。

この制度は、現在地域間で取組み状況に差異が見られる高齢者等の見守りに対し、全市を対象に最低限のセーフティネットで覆うことと、地域における見守り活動の活性化を目的に構築するもので、どうかご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

[説明に対する質疑・意見等なし]

その他

(委員)

生実町町内会では、土地活用と防犯対策のため、火の見やぐらの跡地に広報スピーカーを設置しました。町全体に聞こえるわけではありませんが、8～9割の方には届きます。

また、地域の婦人会がボランティアで、家庭に眠っている布を使用し、災害時の安否確認用のたれ布を作成し、配付しました。千葉県に今年から設置された知事表彰制度にて表彰いただき、東京新聞に取り上げられました。

活動のPRとともに、他地域の参考になればと思い、今回お話をさせていただきました。

(委員長)

その他に何かございますか。

(事務局)

今年3月に町内自治会、地区部会の皆様のご協力により、中央区ふくし・防災ガイド&

マップが完成いたしました。心より感謝申し上げます。

今後はこのマップを基に、要援護者のお宅、子ども１１０番のお宅を地図に落とすなどの形で、地域に合った活用をしていただければと思います。今後、活用事例などございましたら、推進協に情報提供していただければと思います。

(委員長)

その他に何かございますか。

(事務局)

資料７をご覧ください。

今回のスケジュールですが、１０月に予定していますが、候補日は１８日、２３日、２９日、３０日の午前・午後になります。２３日の午前は、皆様のご都合はいかがでしょうか。

[日程に対して異議・質問なし]

(委員長)

異議がないようなので、１０月２３日午前で決定したいと思います。

その他に何かございますか。

(委員)

私は皆さんの顔が見られないため、発言の前に名前を述べていただき、とても助かりました。ご協力ありがとうございました。

今日の資料も事務局にご尽力いただき、デジタル化したものをいただきましたが、資料５はひとつの地区以外は紙資料のみでした。事前に事務局へ資料を提出される際に、印刷したものとともに、パソコン等で作成したデジタルデータも添えていただければ幸いです。

(委員長)

そのことも含め、発表を行う委員は、事前に事務局と入念に連絡を取り合い、進めていただきたいと思います。

その他に皆さんから何かございますか。

特にないようですので、これで議長が進行する議題は終了させていただきます。

以 上